

号外第3 (平成23年3月31日発行)	発行日 5日、15日、25日
<h1>横 浜 市 報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区港町1丁目1番地

目 次

	頁
[規則]	
△ 横浜市環境創造局総務部総務課及び経理経営課の職員の兼務に関する規則【総務局人事組織課】	3
△ 横浜市動物愛護センター事務分掌規則【健康福祉局健康安全課】	4
△ 横浜市職員の公正な職務の執行及び適正な行政運営の確保に関する規則の一部を改正する規則【総務局コンプライアンス推進課】	6
△ 横浜市事務分掌規則等の一部を改正する規則【総務局人事組織課】	8
△ 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則【総務局労務課】	58
△ 横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則【総務局労務課】	59
△ 横浜市旅費条例別表旅費額の適用に関する規則及び横浜市外国旅行の旅費に関する規則の一部を改正する規則【総務局労務課】	60
△ 給与等及び保険料等支出事務の特例に関する規則の一部を改正する規則【総務局労務課】	64
△ 横浜市被服貸与規則の一部を改正する規則【総務局職員健康課】	65
△ 横浜市公有財産規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則【総務局財産管理課】	69
△ 横浜市職員の職務発明に関する規則の一部を改正する規則【総務局財産管理課】	70
△ 横浜市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則【市民局スポーツ振興課】	71
△ 横浜市保育所条例施行規則の一部を改正する規則【こども青少年局保育運営課】	72
△ 横浜市保健所事務分掌規則等の一部を改正する規則【健康福祉局健康安全課】	73
△ 公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則【健康福祉局生活衛生課】	76
△ 興行場法施行細則の一部を改正する規則【健康福祉局生活衛生課】	79
△ 横浜市墓地及び霊堂に関する条例施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局環境施設課】	80
△ 横浜市環境創造局下水道建設事務所規則の一部を改正する規則【環境創造局下水道建設事務所】	81
△ 横浜市埋立事業財務規則の一部を改正する規則【港湾局経理課】	82
△ 横浜市会計室規則の一部を改正する規則【会計室審査課】	88
△ 横浜市物品規則の一部を改正する規則【会計室審査課】	91
△ 横浜市予算、決算及び金銭会計規則の一部を改正する規則【会計室審査課】	92
△ 金銭登録機による使用料等徴収事務の特例に関する規則の一部を改正する規則【会計室審査課】	96
△ 横浜市公共料金等支出事務の特例に関する規則の一部を改正する規則【会計室審査課】	97
△ 横浜市収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則【会計室審査課】	98
[告示]	
△ 公印の新調及び廃止【総務局法制課】	99
[達]	
△ 横浜市係設置規程等の一部改正【総務局人事組織課】	108
△ 行政資料管理規程の一部改正【市民局市民情報室】	119
△ 区長会議規程の一部改正【市民局区連絡調整課】	120
△ 横浜市保健所長委任事務に関する決裁規程及び横浜市中央卸売市場食品衛生検査所規程の一	121

部改正【健康福祉局健康安全課】	
△ 横浜市繁殖センター規程の一部改正【環境創造局総務課】	127
△ 横浜市環境創造局水再生センター等規程の一部改正【環境創造局総務課】	128
△ 横浜市公園緑地事務所規程の一部改正【環境創造局総務課】	129
△ 横浜市環境管理計画推進会議設置規程の一部改正【環境創造局総務課】	130
△ 横浜市工業技術支援センター処務規程の一部改正【経済観光局ものづくり支援課】	131
△ 横浜市防災行政用無線局管理運用規程の一部改正【消防局情報技術課】	132
△ 横浜市畜犬センター処務規程の廃止【健康福祉局食品衛生課】	133
【病院経営局】	
△ 横浜市病院経営局公有財産規程の一部を改正する規程【経営経理課】	134
△ 横浜市病院経営局会計規程の一部を改正する規程【経営経理課】	135
【教育委員会】	
△ 横浜市立図書館資料管理規則の一部を改正する規則【調査資料課】	145
【監査委員】	
△ 横浜市監査事務局規程の一部を改正する規程【監査課】	150
△ 監査の結果に関する報告に基づいて市長等が講じた措置の公表【監査課】	151
【その他】	
△ 横浜市事務決裁規程の全部改正についての一部改正について（副市長依命通達）【総務局人事組織課】	152
△ 区における総合行政の推進についての一部改正について（副市長依命通達）【市民局区連絡調整課】	154
△ 横浜市物品規則の施行についての一部改正について（副市長依命通達）【会計室審査課】	155
△ 横浜市予算、決算及び金銭会計規則の全部改正についての一部改正について（副市長依命通達）【会計室審査課】	156
△ 温暖化対策統括本部の担当部長及び担当課長の専決権について【総務局人事組織課】	158
△ 電気管理事務所及び水域管理事務所の事務分担【総務局人事組織課】	159
△ 係事務分担の一部改正【総務局人事組織課】	160
△ 区役所係事務分担の一部改正【総務局人事組織課】	199
【正誤】	201

横浜市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年3月31日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第38号

横浜市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(横浜市事務分掌規則の一部改正)

第1条 横浜市事務分掌規則(昭和27年10月横浜市規則第68号)の一部を次のように改正する。

第1条中「局等」を「統括本部及び局その他の本市の組織」に改める。

第1条の2第1項中「本市の」の次に「統括本部及び」を加え、同項の表を次のように改める。

統括本部又は局	室	部又は室	課又は室
温暖化対策統括本部		企画調整部	調整課、プロジェクト推進課
政策局		総務部	総務課、統計情報課
	大都市制度推進室		大都市制度推進課
		政策部	政策課
		秘書部	秘書課
	共創推進室		共創推進課、国際技術協力課
		国際政策室	国際政策課
			大学調整課
総務局		総務部	総務課、管理課、法制課
	コンプライアンス推進室		コンプライアンス推進課
		人材組織部	人事組織課、労務課、職員健康課、人材開発課
		しごと改革推進部	しごと改革推進課、外郭団体指導・調整課
		IT活用推進部	IT活用推進課、総務情報支援課、情報システム課

」」に改める。

第5条第1項、第1号様式及び第3号様式中「経理課長」を「経理経営課長」に改める。

(地方公営企業法の財務規定等を適用する事業に関する財務規則の一部改正)

第36条 地方公営企業法の財務規定等を適用する事業に関する財務規則(昭和39年3月横浜市規則第34号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「環境創造局総務部経理課長、環境創造局施設管理部各水再生センター長」を「環境創造局総務部経理経営課長、環境創造局下水道管路部下水道建設事務所長」に、「環境創造局施設管理部各下水道センター長」を「環境創造局下水道施設部各水再生センター長」に、「環境創造局施設整備部下水道建設事務所長」を「環境創造局下水道施設部各下水道センター長」に改める。

第4条の2第2項中「環境創造局施設管理部管路保全課長」を「環境創造局下水道管路部管路保全課長」に改める。

(横浜市環境科学研究所規則の一部改正)

第37条 横浜市環境科学研究所規則(昭和51年4月横浜市規則第49号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「環境創造局企画部」を「環境創造局政策調整部」に改める。

第2条第3号中「及び下水道」を削る。

第4条第1項、第8条及び第9条中「環境創造局企画部長」を「環境創造局政策調整部長」に改める。

第10条中「各局」を「統括本部又は局」に改める。

(横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正)

第38条 横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成15年3月横浜市規則第17号)の一部を次のように改正する。

第89条第9項及び第89条の2第2項中「地球温暖化対策事業本部地球温暖化対策課」を「環境創造局環境保全部環境管理課」に改める。

(横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例施行規則の一部改正)

第39条 横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例施行規則(平成16年4月横浜市規則第47号)の一部を次のように改正する。

第22条中「経済観光局長」を「経済局長」に改める。

(横浜市消費生活条例施行規則の一部改正)

第40条 横浜市消費生活条例施行規則(平成8年9月横浜市規則第

「及び海難防止」に改め、同項中第7号を削り、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 海上清掃に關すること。

第3条第3項第11号中「水先人」を「港長、水先人」に改め、同号を同項第12号とし、同項第10号の次に次の1号を加える。

(11) 岸壁の使用許可に係る船舶の着岸の立会いに關すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

第4条第2項中「、担当係長」を削り、同条第4項中「、係長及び担当係長」を「及び係長」に改める。

第5条第2項及び第3項中「、係長及び担当係長」を「及び係長」に改める。

第6条第3項中「、係長又は担当係長」を「又は係長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成23年5月1日から施行する。ただし、第1条中横浜市事務分掌規則第6条健康安全部の項生活衛生課の部第6号の改正規定、同項食品衛生課の部第4号及び第5号を削り、同部第6号を同部第4号とする改正規定、同部第7号の改正規定、同号を同部第5号とする改正規定並びに同規則第7条家庭系対策部の項業務課の部第18号を削り、同部第19号を同部第18号とし、同部第20号から第22号までを1号ずつ繰り上げる改正規定、第2条の規定、第11条中横浜市技監設置規則第1条第2項の改正規定並びに第23条中区における総合行政の推進に關する規則第2条第1項の改正規定（「教育委員会事務局を除く。）の長」を「病院経営局及び教育委員会事務局を除く。）の長、病院事業管理者」に改める部分に限る。）は、平成23年4月1日から施行する。

（横浜市事業本部規則の廃止）

2 横浜市事業本部規則（平成15年4月横浜市規則第56号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の横浜市事務分掌規則、第4条の規定による改正前の横浜市フランクフルト事務所規則、第5条の規定による改正前の横浜市東京事務所規則、第37条の規定による改正前の横浜市環境科学研究所規則及び第44条の規定による改正前の横浜市中心卸売市場及び横浜市中央と畜場事務分掌規則並びに前項の規定による廃止前の横浜市事業本部規則の規定による次表の左欄に掲げる局等、部等若しくは課等の局長、副局長、部長、室長、所長、場長、課長、副所長、センター長若しくは担当係長に補せられ、又はこれらの課等に勤務を

消防局	危機管理室	危機管理課 緊急対策課 危機対処計画課 情報技術課	消防局	危機管理室	危機管理部	危機管理課 緊急対策課 危機対処計画課 情報技術課
A P E C ・創造都市事業本部	創造都市推進部	創造都市推進課 戦略的事業誘致課	文化観光局		創造都市推進部	創造都市推進課 戦略的事業誘致課
共創推進事業本部		共創推進課	政策局	共創推進室	観光コンベンション振興部	共創推進課

- 4 この規則の施行の際現に第34条の規定による改正前の横浜市下水道事業公共料金等支出事務の特例に関する規則及び第35条の規定による改正前の横浜市下水道事業定期支出金支出事務の特例に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。
- 5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。